

議題

企業会計基準委員会の最近の活動状況

1. 前回基準諮問会議(第 25 回、2015 年 11 月 12 日開催)後の企業会計基準委員会(ASBJ)の活動状況は次のとおりである。

1. 日本基準の開発

(1) 現在開発中の会計基準に関する今後の計画の公表

2. 前回の基準諮問会議において、複数の委員から「中期運営方針の改訂やプロジェクト計画表の公表を行うことを提案する」旨の提案を受けた。これを踏まえ、会計基準の開発に関する予見可能性を高めるため、ASBJ で開発中の日本基準及び修正国際基準の検討状況及び今後の計画をまとめ、公表することを予定している(詳細については、別紙 1 を参照のこと)。

なお、今後、当委員会の中期運営方針を公表することを予定しており、当該運営方針に今後の日本基準の開発に関する基本方針も記載する予定である。

(2) 緊急的に対応を検討する可能性のあるテーマ

3. マイナス金利及び平成 28 年度税制改正に対応した減価償却に関して、今後、緊急的に対応を検討する可能性がある。
4. なお、本件に関する対応を図る場合、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 22 条第 3 項に基づくものとなる¹。

2. 国際対応

(1) 国際的な意見発信

5. 国際的な意見発信については、3 か月おきに開催される会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)を中心に行っており、前回の基準諮問会議以後、2015 年 12 月に開催された ASAF 会議に参加している。
6. また、IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」で記述される可能性のある認識に関する国際的な議論に貢献するため、ショート・ペーパー・シリーズ第 2 号「概念フレームワークにおける認識規準」を 2015 年 11 月 12 日に公表した。本ペーパーは、2015 年 12 月に開催された ASAF 会議に提出し議論が行われた。

¹ 「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 22 条第 3 項
第 22 条 委員会は、定款第 63 条第 2 項の定めにより、基準諮問会議から審議テーマ又は優先順位等についての提言を受けた場合、原則として、基準諮問会議の提言を尊重し、審議テーマを決定する。

² 委員会は、基準諮問会議に対し、審議テーマについての検討を要請することができる。

³ 委員会は、第 1 項のほか、緊急性がある等の場合、委員会の審議において審議テーマを決定できる。

3. 他の国及び地域との連携

(1) FASB との定期協議

7. 米国財務会計基準審議会（FASB）との第 19 回の定期協議を 2016 年 1 月 14 日及び 15 日に東京で開催し、議論を行った。

(2) その他

8. フランスの会計基準設定主体と、2016 年 1 月 18 日及び 19 日に東京にて意見交換を行った。

以 上